平成２９年（フ）第４２２号
相模原市中央区矢部新町１番４―301号
債務者　小林　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２３号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目38番５号
債務者　市川　幸治
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２９号
神奈川県座間市相模が丘４丁目63番20号
債務者　黒沼　秀勝
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０９号
愛知県犬山市大字羽黒字鳳町26番地　シャトーブラン105
債務者　村松　和輝
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５５号
三重県松阪市石津町434番地６　東海石津借家９号
債務者　山口　雅文
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第９１５号
京都市東山区東大路五条上る３丁目小島町581番地
債務者　木下美智子こと　李　美智子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３３号
京都市南区吉祥院車道町12番地３　メゾンド　蔵210号室
債務者　川戸　美幸
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６５号
京都市山科区椥辻西浦町21番地16　イーストイオス　202、前住所京都市山科区四ノ宮小金塚11番地42
債務者　石田　勝規
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
大阪府松原市別所８丁目１―７―205、住民票上の住所大阪府松原市別所４丁目11番11号
債務者　**巽**　美代子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４６号
大阪府高石市西取石７丁目８番26―303号
債務者　川越　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５２号
大阪府高石市加茂４丁目５番36号
債務者　春田　眞治
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６４号
堺市東区引野町１―42―１―104、住民票上の住所堺市北区金岡町2574番地19
債務者　池上　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７１号
堺市堺区市之町東１丁２番９―202号、前住所奈良市南京終町３丁目294番地の２　エクスフォーレスト奈良２―Ｃ号
債務者　川又　智史
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１４号
堺市南区原山台５丁１番５―301号
債務者　畠中　晃一
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
北海道室蘭市東町４丁目24番１―508号
債務者　石田　誠也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
北海道帯広市西５条南25丁目14番地　ドミール525―308号室
債務者　杉山　義和
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉152番地６
債務者　南野茉麻弥
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部